



から規制しているのに対し、地方自治法、地方財政法等は、地方公共団体の経営する企業を内部から規制しているものであります。

は、公共の福祉の増進を図ることを第一義とするることは申すまでもないところであります。一方、それが企業として持つ性格に鑑み、常に企業としての経済性を發揮するよう運営されなければならぬことは勿論であります。この点に関する限り、私企業に類似する原則に立脚すべきものであると考えられるのであります。然るに、前述いたしましたように、地方公共団体の經營いたします企業については、内部には、原則として地方公共団体の処理しております他の一般行政事務と同様に、地方自治法、地方財政法等が一律的に適用になり、遺憾ながら企業經營の特殊性に対応する措置は、何ら講ぜられていない現状であります。一般的の官公庁の行政事務を規制するとの同様な法規の下にある限り、企業の能率的經營を促進し、その経済性を發揮させることには遺憾の点少しとしないのです。即ち、企業經營組織に関する理由もここに存するのであります。即ち、企業の経営に関しては、従来の地方公共団体内部において特別の経営組織を設け、企業の管理者に対し企業の業務執行について相当広汎な権限を与え、企業の経営に関しては、従来の官庁会計を排して発生主義の原則に基づく企業会計を採用し、企業に従事する職員の身分取扱についても、国鉄、士壘等国の公共企業体の職員に準ずる分取扱を認め、企業の能率的經營を図り、その経済性を高め、以て公共の

社を増進し、地方自治の発達に資せんとするものであります。すでに昭和初年以來官民の間に地方公營企業法制定の気運が醸成せられ、政府としても鋭意調査研究を続けて参りましたが、一昨年御審議を願つた地方公務員法の附則においても公營企業に従事する職員の身分取扱については、別に公營企業の組織、会計経理及び職員の身分取扱に関する規定する法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例によるとされてゐるのであります。以上の見地から、政府においては、調査研究の結果を各方面とも協議折衝をいたし、今日漸くここに成案を得、今期国会の御審議を煩わすこと相成つた次第であります。

方、本法案の直接規制対象外の公営企業についても、地方公共団体が自主的にこの法律の規定の全部又は一部を適用し得る途を開いているのであります。第三に、本法案と地方自治法、地方財政法及び地方公務員法との関係であります。が、本法案は、これらの法律の特例を定めるものとし、地方公営企業の経営に関し本法案に特別の定めがないものは、すべてこれらの法律によるものとしているのであります。

次に地方公営企業の経営組織について御説明申上げます。第一に、地方公営企業の業務を執行させるため、地方公共団体の長の指揮監督の下に、企業の管理者を置くことを原則とし、管理者は、予算の調製権、各種議案の提案権等地方公共団体の長に固有のものを除き、企業職員の任免、事務分掌のための分課の設定、企業管理規程の制定等を通じ、企業の日常の業務を執行する権限と責任とを有するものといたしているのであります。第二に、以上のような企業の管理者の地位と責任の特殊性に鑑み、管理者について就職及び在職に関する禁止條項を設けると共に、他方その地位の保障についても考慮を払うことといたしております。第三に、日常の企業の業務の執行は、管理者の専行するところでありますが、企業の経営の基本計画に関する事項等当該地方公共団体の事務処理或いは当該地方公共団体の住民の福祉等に至大な影響があります事項につきましては、地方公共団体の長が指揮監督権を発動し得ることとしているのであります。

次に地方公営企業の財務関係について御説明いたします。企業の経理については、特別会計を設け、独立採算制

会計と異り、出納整理期間を設げず、複式簿記の計理を行ふこととなるのであります。第二に、予算につきましては、一般会計の予算様式を排除して文言形式を採用することいたし、日本国有鉄道の予算等と同じくいわゆる彈力條項を挿入いたすこととしております。第三に、企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債については、償還期限を定めないことができるものとし、利用者である住民の出資に基く地方公営企業の発展を期待することとしております。第四に、企業の出納については、出納長、収入役の権限から外して管理者の権限とすると共に、企業会計方式の採用に伴い、予算より決算に重点を置いて経営成績を検討する必要がありますので、決算は、損益計算書、貸借対照表を以てすることといたします。以上の外、資産の再評価をし、減資償却の計算をする等のことと規定しているのであります。

ころによるものとこころによるものといたしておられます。第二に、右以外の一般の企業職員の身分取扱については、この法律に特別の定めのあるものを除き、別途提案予定の企業職員の労働関係に関する法律案の定めるところによるものといたしておられます。即ち、職階制及び給与についてこれらの中の基準規定を本法案に設けると共に、地方公務員法の規定中、任用に関する部分を除く人事機関に関する規定、勤務條件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査の請求の規定、職員団体に関する規定等の適用は、これを排除いたすこととし、従つて、これらの職員のいわゆる狹義の労働関係については、別途今国会に提案の予定にいたしております。地方公営企業労働関係法ともいべき法律案の施行期日は、この法律公布の日から六月をこえない範囲内で政令で定めるごとにいたしておりますが、これは、企業資産の再評価等この法律施行のためには相当な準備期間が必要であろうと考えられたからであります。

---

Digitized by srujanika@gmail.com

関が行う事務に要する経費について、国と地方公共団体の負担区分に関する基準を改める等の必要があり改正を加えようとするものであります。

以下本法案の内容の概要について御説明申上げます。改正の第一点は、国費、地方費の負担区分に関するものであります。従来、住民多数に關係する事務については、それに要する経費を国と地方公共団体のいずれが負担するかということは、その事務が国と地方公共団体のいずれの利益に關係するものに要する経費について、その全額を地方公共団体が負担し、主として国の利益に關係するものに要する経費については、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないものとし、国と地方公共団体が共同して負担するということにして、いたのであります。併しながら地方公共団体の行います事務に要する経費につきまして、国が負担金を支出いたします場合には、国庫負担金支出の計画が必ずしも地方の実態に即さなかつたり、徒らに事務の処理、当該事務に従事する職員の任免等を煩雜ならしめたりして経費の濫費を伴い勝ちでありますこと等の弊害があります半面、地方財政平衡交付金法の成立によりまして地方公共団体に対しても所要経費の全額は、地方税と地方財政平衡交付金とを以て保障せられることになりましたので、

少くとも財政的には殊更國が特定の経費に対する紐付けの負担金、補助金の類を支出する必要はなくなつたのであります。むしろ、地方公共団体に委ねられました事務については、地方の住民が進んでその運営を工夫し、民主的な執行及び管理を行うことができる態勢を整える必要があるのであります。この点からすれば、国からの紐付き補助金、負担金の類は、原則としてこれを廃止することが望ましいこととなつたのであります。殊に国からの補助金、負担金も地方税と等しく国民の負担になるものでありますので、地方公共団体に委ねられた事務に要する経費は可及的に地方権を以て充足せしめ、半面これらの経費は、国税としての負担を軽減する方法を講じ、以て地方の住民がみずから負担した地方税の行方を通じて地方財政のあり方を監視し批判する習慣を培いながら、民主政治の基礎たるべき地方自治を確立して参りたいと考えるものであります。もとより、この方法を極端に推し進め参りますと、負託された事務を處理するに要する経費の財源としては、地方税が豊富に過ぎる地方団体を生じて参りますとの、その半面、地方住民の担税力からして如何に地方税を高めても、そこに負担せられた事務の運営に要する経費の全額を地方税のみを以てしては充足することは到底できな地方団体もありますので、税源の少い地方団体に対しましては、その不足額を全国民の負担において公平に補填する措置を講ずる必要があるのであります。而して、又、この趣旨の下に地方財政平衡交付金制度が存するのであります。が、この地方財政平衡交付金は

國から地方公共団体に交付されるものでありながら、他の紐付き補助金、負担金の類とは異なり、その交付に当つては何らの条件をつけたり用途を制限したりしてはならないとする等地方に対する干渉に亘らないよう、多くの工夫が試みられているのであります。従つて地方財政平衡交付金制度の成立いたしました昭和二十五年度におきまして、すでに国費、地方費の負担区分に関する規定は、根本的に改正する必要があつたのであります。個々の事務につきましては、なお、検討すべき多くの問題がありましたため、昭和二十五年度及び昭和二十六年度の二ヵ年度間は、その適用を停止することとしたのであります。

今回、國の予算におきましても、過去二ヵ年間に設けられておりました地方財政平衡交付金と國から地方公共団体に交付される補助金、負担金の類との間に適宜移用を行ひ得る旨の規定が廃止されましたとの軌を一にして、おむね、現行制度に基いて国費、地方費の負担区分に関する規定を整備することとしたのであります。即ち、先に申述べました趣旨に則り、地方公共団体又はその機関に委ねられました事務に要する経費は、その事務の及ぼす利害の如何にかかわらず、原則として全額地方公共団体の負担といたしましたのであります。ただし、その例外を認めることとしているのは、その例外を認めることといたしておられます。例外の第一として、法令に基いて実施しなければならない國と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、まだ実施されて日が浅いため十分地方公共団体の事務として同様化されるに至っていない等のため、そ

の円滑な運営を図るために、その経費の全額を地方公共団体の負担に委ねないで、國が、なお、進んで経費を負担する必要がある結構予防その他に要する経費については、法律又は政令で定めるところによつて、國がその経費の全部又は一部を負担することにいたしております。即ち、これに該当するものといたしましては、その外生活保護に要する経費、保健所に要する経費、農業改良普及事業に要する経費等を制限列挙いたしております。例外の第一として、國民経済に適合するよう総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する経費については、國がその経費の全部又は一部を負担するものとしておりります。これに該当するものといたしましては、現行のいわゆる公共事業費、失業対策事業費等を制限列挙いたしております。例外の第三として、法律又は政令で定める災害に係る事務で地方税法又は地方財政平衡交付金法の適用につきましては、國が、その経費の一部を負担するものとしております。これに該当するものといたしましては、その外土木災害復旧に要する経費、農林災害復旧に要する経費等を制限列挙いたしております。例外の第四として、専ら國の利害に關係のある事務を行つたために要する経費につきましては、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないことといたしております。これに該当するものといたしましては、國会議員の選舉に要する経費、外国人人

登録に要する経費等を概括例示することとしたしております。以上のものうち第一から、第三までに該当する経費の種目、算定基準、国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めるとともに、地方公共団体の負担すべき分は、地方財政平衡交付金法の定めるところによつて、地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入することといたしております。

次に改正の第二点は、割当的寄附金の禁止に関するものであります。現に地方公共団体は、住民に対し寄附金を割当て強制的に徴収するようなことをしてはならない旨を規定しているのであります。が、国の出先機関から地方公共団体若しくは住民に対し、又は国若しくは地方公共団体の外郭団体を通じて地方公共団体若しくは住民に対し寄附金等を強制的に割当て、強要する事例が少くないよう見受けられますので、これらの途も禁止する趣旨において規定の整備を図つたのであります。

最後に右の改正に伴い、所要の規定の整備を図ると共に、地方財政平衡交付金法に所要の改正を加えることとしたしております。

以上本法律案の提案の理由及びその内容の概要につき説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられることをお願いいたします。

次に只今提出いたしました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

地方財政平衡交付金制度は、地方団体の自主性を保な ragazzo 、地方財源の

均衡を図ると共に、すべての地方団体による民主的な運営を確立することを目的として、昭和二十五年の地方税財政制度の根本改革に際し創設せられたものであります。これが制度の運営に当たりましては、この制度のとります均衡化の方式が既新且つ画期的なものでありますだけに、種々の技術的な困難を克服しながら、絶えず各般に亘る研究調査を統け漸次完全なものに発展せしめて行かなければならぬものと存じて居るものであります。本法律案は、この制度の運営の実績に鑑み、交付金の交付額の算定上、是正を加うべき事項につき、必要な修正を行いますと共に、現在の段階において得られました研究調査の成績を法定いたしました。この制度をしてます／＼合理的且つ客観的な基礎の上に置くことを企図せんとするものであります。

金の額が財政の実態に比して過少であると認められる地方団体に対し、当該事情を考慮して交付する交付金であります。従来交付金総額の一〇%に相当する額をその額とし、昭和二十五年度及び二十六年度の暫定制度として存しておつたのであります。然し、交付金制度と地方自治との調和を図り、地方財政の健全性を保持するためには、交付金の算定に用います財政需要額又は財政収入額の測定は能う限り、客観的且つ間接的な資料に基き、画一的に行う必要が生ずるのであります。

従つて又この結果は、千差万態の各地方団体の実情に即して、その財政需要額や財政収入額を的確に測定いたしましたことにはおのづから技術的な限界があるわけでありますので、この缺陷を補うため、恒久の制度として、特別交付金を位置する必要があると認めたのであります。ただこの特別交付金制度は、ともすれば地方団体として徒らに中央政府に対する依頼心を増大せしめる虞れがありますのみならず、二ヵ年間の経験により地方団体の財政需要額や財政収入額の客観的測定の技術の進展により漸次その測定を実態に適合せしめて行くことが可能となつて参りましたので、その額を、現行の、交付金総額の一〇%の率から八%に引き下げる」といたしたのであります。

改正の第二点は、普通交付金の算定に用いる基準財政需要額算定のための測定単位につきまして、厚生労働費について認められておりました昭和二十六年度までの特例が廃止されることと相待ちまして、既往の実績に従い、一層その測定の合理化並びに簡素化を図りますため、道府県においては社会福

費外五費目につき、必要な改正を加えますと共に、社会福祉費中生活保護費及び児童福祉費、衛生費中保健所費につきましては、これが測定単位になお検討の余地が存しますので取りあえず暫定的な特例を存置することとしたのであります。

改正の第三点は、基準財政需要額の算定に用いる各測定単位ごとの単位費用を法律に定めることとしたことがあります。単位費用は、標準的な条件を備えた地方団体が合理的且つ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する一般財源所要額の各測定単位当たりの額でありまして、基準財政需要額算定上最も重要な要素であるばかりでなく、その内容は、地方行政の個々につき一定の水準を示すと共に、この内容に盛られた基準を通じて、地方財政の効率的運営の指標ともなるべきものであります。本来法律を以て定めるものと被定的に地方財政委員会規則の定めるところに委ねられておつたのであります。まして、単位費用に関する調査研究の進歩に伴い、逐次これを決定して行くという方法をとる必要があります。関係上、あらかじめこれを公表するといふわけに参りませんでしたため、地方団体は交付金の交付額の決定前に交付せられるべき交付金の額の予測が困難となり、財政の計画的運営を阻害されるばかりでなく、延いては交付金制度全般の運営に安定感を失わしめる因をなしておつたのであります。併し、幸いにできるようになつて参りましたのでござるの久暗は除かれることとなるものと考

今般法定しようとする単位費用の算定方法の概要を申上げますと、先ず各行政項目ごとに、一定の標準的な規模を備えた団体又は標準的な施設を想定いたしまして、当該標準団体又は施設について、それらの行政項目に定められた測定単位によつて測定されざる行政事務の明細を調査し、これら行政事務の細目ごとに、合理的且つ妥当と認められる水準における行政の量と質とを定めました上、当該行政に要する経費の額を算定いたします。この場合において、合理的且つ妥当な水準における行政とするものは現在我が國の置かれであります経済社会文化の程度並びに一般住民の公共需要の動向によりて定めるべきものと存じますので、徒々法令又は行政指揮によつて示されております行政の規模内容等を能う限り参照いたしまると共に、地方財政の状況等を併せ考慮の上、おおむね現況を基礎として定めることとしたのであります。

次に細目ごとの経費から、この経費支出に伴つて収入せられる使用料手数料、国庫補助金等のいわゆる特定財源額の通常の収入額を控除した残額の合算額を、標準団体又は標準団体の標準施設における測定単位の数値で除して算定いたしております。かようにして算定いたしました単位費用を基礎としたしまして、昭和二十七年度の基準財政需要額を概算いたしますと、その総額は約三千六十九億円中道府県千六百八十一億円、市町村千三百七十億円でありまして各行政項目ごとの内訳は、道府県にあつては、土木費七%、教育費六一%、厚生労働費一%、産業経済費

戦災復興、徴税及び土木費四%、その他九%、市町村にあつては警備消防費二〇%、土木費七%、教育費二四%、厚生労働費一一%、産業経済費四%、その他の二六%となる見込であり、又これによつて算定いたしました各地方団体の基準需要額が基礎財政収入額を超えると認められる額の合算額は既定交付金予算額を以て、おおむね充足し得る見込であります。次に単位費用の法定に関連いたしまして、現在委員会規則を以て定めることとなつて居りますが、測定単位の教償、補正保数及び基準財政収入額の算定方法は、これをも併せて法律で定めて明確にいたしますことともに必要であると認めまして、改めて、これを法律で定めることとし、十分な研究が遂げられますまでの過渡的な措置として、昭和二十七年度及び昭和二十八年度に限り委員会規則で定めることとしたのであります。かくのことくにいたしまして、交付金の算定に用いる基本的な事項は、遂次法律に定められることとなり、交付金制度はます／＼客観的な基礎の上に立ち、その円滑な運営は期して待つべきものがあると信するものであります。

られた規模と内容とを備えることを怠つてゐるに認める場合には、関係行政機関は、これを備えるべき旨の勧告をすることができ、地方団体がこの勧告に従わなかつた場合には、一定の手続により当該地方団体に対し交付すべき交付金の額の全部若しくは一部を減額し、又はすでに交付した交付金の全部若しくは一部を返還させる方途を講じ得ることとした点であります。申すまでもなく、地方団体は、国とそれより行政の分野を分ち、ひとしく、国民の公共需要の充足を職分とするものでありますて、地方住民の福祉の増進を旨とする地方団体がその担当する行政について、合理的且つ妥当な水準を維持することに努むべきは、当然の責務であり、殊に国が全般の立場から、地方団体に委ねる行政のうち、義務教育の確保、国民生活の安定等のために、法律又は政令に基いて、一定の規模と内容とを備えることを要請するものにつきましては、地方団体として、これが負託に適実に応えて行くことが肝要であることは言うを得ないところであります。従来、国は、各種の行政につき国庫負担金を支出し、この負担金を通じて地方団体の行政を実質的に支配し、その行政の推進確保を図つておつたのでありますが、このことはややもすれば地方行政に対して不当の干渉を加える結果となり、地方団体の自主的発展を阻害する虞なしとしなかつたのであります。この欠陥に鑑み、政府は昭和二十五年の地方税財政制度の改革に際し、国庫負担金の大幅な整理を行ひ、別に地方税制の改革と地方財政平衡交付金制度の創設により地方団体に自主的な財源の増強を図ると共に、

交付金制度の持つ財政均衡化の機能を通じて、すべての地方団体に対し、それ／＼合理的且つ妥当な水準において地方行政を行うための財源を保障することとしたのであります。かくて大いに地方団体の財政の均衡化と独立性の強化が期せられることとなつたのであります。しかし、これと共に、国民全体の立場からその的確な遂行の要請される事務については、これと地方団体の自主性との間に適切な調和を図りながら、その遂行を確保するための適当な方途を考慮する必要があるのであります。即ち、国は全国民の立場から緊要と認める行政については、法律又は法律に基く政令により、その行政に備えるべき規模と内容とを示すこととし、このようにして示された行政に限り、地方団体が特別の理由なくして、これが義務を怠つた場合には、国は交付金の減額又は返還の措置を講じ得ることとして、以て、地方団体の自主性と、主要な委任国政事務の遂行確保との間に調整を図ることとしたのであります。

説明は次会に譲りまして、本日はこの程度で散会いたしたいと思います。  
なお次回は来週の火曜日午前十時から開会いたします。

午前十一時五十五分散会

三月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、町村職員恩給組合法案

二、町村職員恩給組合法案

（目的）

第一條 この法律は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の精神に則り、町村職員の退職年金及び退職一時金に関する事務を処理するための組織及びその運営の方式を定め、もつて町村職員の福祉の増進を図ることを目的とする。

（町村職員恩給組合の設置）

第二條 町村は、都道府県の区域ごとに、職員の退職年金及び退職一時金に関する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条に規定する一部事務組合（以下「町村職員恩給組合」という。）を設けなければならない。

（町村職員恩給組合の規約）

第三條 町村職員恩給組合の規約には、地方自治法第二百八十七条第一項各号に掲げるものの外、組合の給付を受ける者の範囲、資格並びに給付の種類及び額について規定を設けなければならない。

2 地方自治庁は、前項の事項に関し模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すことができる。

### (町村職員恩給組合の規約)

第四條 町村職員恩給組合は、その規約を変更しようとするときは、組合の議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

(費用の負担)

第五條 町村職員恩給組合の給付に要する費用は、町村及び職員が負担する。

(給付財源の計算及び資産の管理に関する原則)

第六條 町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理は、健全な保険制度を基礎としなければならない。

(町村職員恩給組合連合会)

第七條 町村職員恩給組合は、共同してその事務の改善進歩を図るため、町村職員恩給組合連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、前項の目的を達成するため、左に掲げる事業を行うことができる。

一 町村職員恩給組合の事務に關する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二 町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理に関する保険制度に関する調査研究を行うこと。

三 町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理が前條に規定する原則に従つてなされるよう、組合の事務の指導を行うこと。

四 その他その目的を達成するために必要な事業

連合会は、法人とする。

4 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を規定し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 名称

二 事業

三 事務所の所在地

四 加入及び脱退に関する事項

五 役員に関する事項

六 経費の分賦及び会計に関する事項

七 その他重要な事項

8 定款は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

6 連合会は、第四項の規定による定款の認可の日に成立する。

7 連合会に役員として理事及び監事を置く。

8 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十二條第二項、第五十三条から第五十五條まで、第五十九條及び第六十七條の規定は、本合会に準用する。

（町村の全部事務組合、役場事務組合又は一部事務組合の取扱）

第八條 この法律の適用についていふことは、町村の全部事務組合、役場事務組合又は一部事務組合は、一の町村とみなす。

（この法律と地方自治法との関係）

第九條 この法律に特別の定のないものを除く外、町村職員恩給組合に關しては、地方自治法の規定による。

2 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に地方自治法第二百八十四條の規定による

1  
附



この陳情の趣旨は、第五七四号と同じである。

第六二七号 昭和二十七年三月十日 受理

宿泊料に対する遊興飲食税减免の陳情  
陳情者 山梨県北都留郡猿橋町猿橋

この陳情の趣旨は、第五七四号と同じである。

第六二五号 昭和二十七年三月十四日 受理

地方税制改革等に関する陳情  
陳情者 鹿児島県議会議長 米山恒治

最近地方財政の需要額が益々増高したため新年度予算の編成はもち論本年度の決済すら困難な実情にあるから、地方財政確立のため地方税制の改革、地方財政平衡交付金の増額ならびに起債のわくを拡大されたいとの陳情。

第六二六号 昭和二十七年三月十四日 受理

電源開発資金起債別く確保に関する陳情  
陳情者 鹿児島県議会議長 米山恒治

電気事業は、その規模によりできる限り公共団体が行うことが適当であるが、現在の公共団体において計画あるいは進行中の電源開発事業は、その資金が起債の制限のため、その遂行にいたじるしい支障を与えているから、電源開発事業の特性を考慮して一般起債部のみに限ることなく、その運用面を拡大せられたいとの陳情。

第六二八号 昭和二十七年三月十四日 受理

自動車税等减免に関する陳情  
陳情者 兵庫県加古川市加古川駅前日本運送株式会社取締役社長 大橋美次

自動車税が極度に増額された上に、ガソリン税等の重税に業者の担税力はすでに限界を超えているから、自動車税、その他自動車関係諸税を減免してソリック事業経営の健全化を図られたいとの陳情。

第六二九号 昭和二十七年三月十四日 受理

府県の財源不足対策に関する陳情  
陳情者 福岡県知事 杉本勝次

昭和二十六年度財源不足に対するつなぎ資金として政府に申入れた府県分不足額百四億について、政府には種々の異見があると伝えられるが、同不足額は、政府の府県税增收の見積過大および各府県間の給与不均衡是正財源の不足、災害に伴う諸経費増大等により、絶対額であるから、同不足額に対するつなぎ資金について善処せられたいとの陳情。

第六三〇号

昭和二十七年三月十四日 受理

鉱産税の府県移譲に関する陳情  
陳情者 福岡県知事 杉本勝次

昭和二十五年のシヤウブ勅告によつて、府県税より市町村税に移譲された鉱産税は、沿革的、本質的に府県税として課税することが適当であり、課税区分の明確化および税負担の均衡保持、税率適用の秩序確立等の観点より、鉱産税を府県独立税として府県に移譲せられたいとの陳情。

第六三一號

昭和二十七年三月十四日 受理

地方法改正案に対する陳情  
陳情者 福岡県知事 杉本勝次

地方法改正案に対する陳情  
陳情者 福岡県知事 杉本勝次

であるから、眞に民意の反映と議会運営の実状に即するよう改正せられたいとの陳情。

第六三二号 昭和二十七年三月十四日 受理

地方公務員の退職金財源措置に関する陳情  
陳情者 東京都議会議長 菊池民一

窮屈した一般府県財政事情は教育費にまで及び、教職員の出血をみる実情であるから、行政整理の犠牲となつて退職する地方公務員に対しては国家公務員に準じた退職金を増額支給することが当然と信ずる。しかしながら地方財政の現状は到底その余裕がないから、政府はこれら職員の退職についても國家公務員と同様の退職金が支給できるよう財源措置を講ぜられたいとの陳情。

第六三三号 昭和二十七年三月十四日 受理

起債および平衡交付金の早期決定等に関する陳情  
陳情者 福岡県知事 杉本勝次

近年数次の風水害の発生により九州、山口各県は甚だなる被害をこうむり県民必死の努力を続けてきたにもかかわらず未復旧部分は逐年累増してこれなる危機に直面しているから、起債の決定および平衡交付金の交付を早急にされるとともに継続事業の復活方について特別の措置を講ぜられたいとの陳情。

第六三四号 昭和二十七年三月十四日 受理

鉱産税の府県移譲に関する陳情  
陳情者 福岡県知事 杉本勝次

昭和二十五年のシヤウブ勅告によつて、府県税より市町村税に移譲された鉱産税は、沿革的、本質的に府県税として課税することが適当であり、課税区分の明確化および税負担の均衡保持、税率適用の秩序確立等の観点より、鉱産税を府県独立税として府県に移譲せられたいとの陳情。

第六三五号 昭和二十七年三月十四日 受理

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方公営企業法案  
二、地方財政法の一部を改正する法律案  
三、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

第六三六号 昭和二十七年三月十四日 受理

地方公営企業法案  
地方公営企業法案

地方法改正に伴う財源措置の陳情  
陳情者 福岡県知事 杉本勝次

により附加価値税についてはその実施が一応延期され事業税について合理的改正が加えられようとしているが、この事業税の改正案が実現すれば九州、山口各県においてはいちじるしく減収の結果を招来し、公共事業の施行する困難となるから、地方税法改正に伴う財源措置を併せ検討せられ、平衡交付金の増額等により所要財源を付与せられたいとの陳情。

第六三七号 昭和二十七年三月十四日 受理

六條（第三十九條）  
第五章 雜則（第四十條、第四十一條）

#### 附則

第一章 総則  
(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方公共団体の他企業の經營の根本基準を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

(この法律の適用を受ける企業の範囲)  
第二條 この法律は、地方公共団体の經營する企業のうち左の上欄に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。）で、常時雇用される職員の数がそれぞれその下欄に掲げる数以上のもの（以下「地方公営企業」という。）に適用する。

第三章 財務（第十七條～第三十  
五條）  
第四章 職員の身分取扱（第三十  
六條～第三十九條）  
第五章 雜則（第四十條、第四十一  
條）

水道事業	五十人
軌道事業	百人
自動車運送事業	百人
地方鉄道事業	百人
電気事業	三十人
ガス事業	三十人

2 地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、地方公共団体の經營する法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

## (経営の基本原則)

第三條 地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならぬ。

## (経営の基本計画)

第四條 地方公営企業は、前條に定める基本原則に基き、議会の議決を経て地方公営企業の基本計画を定めるものとする。

## (地方公営企業に関する法令等の制定及び施行)

第五條 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第三條に規定する基本原則に合致するものでなければならぬ。

## (地方自治法等の特例)

第六條 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法(昭和二十一年法律第六十六号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)に対する特例を定めるものとする。

## 第二章 組織

## (管理者の設置)

第七條 地方公営企業を経営する地方公共団体に、当該地方公共団体の長の指揮監督の下に地方公営企業の業務を執行させるため、第二條第一項の事業ごとに管理者を置く。但し、條例で定めるところにより、管理者を置かず、又は二以上上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。

2 管理者は、当該地方公共団体の

更員で、地方公営企業の経営に関し識見を有する者から、地方公共団体の長が命ずる。この場合においては、管理者が地方自治法第百六十一条に規定する更員で

あるときは、同法第百六十六條第十一項において準用する同法第百四十二条の規定中地方公共団体の労働の職員との兼職に関する部分は、適用しない。

(管理者の地位及び権限)

第八條 管理者は、左に掲げる事項を除く外、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定がある場合は、この限りでない。

一 予算を調製すること。

二 地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三 決算及び証書類を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。

四 地方自治法第二百二十四條及びに第一百二十三條第二項及び第三項の規定により過料を科すこと。

五 前條第一項の但書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

(管理者の担任する事務)

第九條 管理者は、前條の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務に責任を負担する。

一 その権限に属する事務を分掌させるため必要な分譲を設けること。

こと。

二 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。

三 地方公営企業の基本計画に基いて事業計画を定めること。

四 予算の目標に関する書類を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

五 予算の実施計画及び資金計画その他の財政計画の参考となるべき事項に関する書類を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

六 決算を作成し、地方公共団体の長に提出すること。

七 当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。

八 貨物金その他の使用料又は手数料を徴収すること。

九 予算内の支出をため一時の借入をすること。

十 出納その他の会計事務を行うこと。

十一 証書及び公文書類を保管すること。

(転職の制限)

第十二條 管理者の職にある者は、左の各号の一に該当する場合を除く外、就任の日から三年を経過した後でなければ、その意に反して転職されることはない。但し、就任の日から六月以内において、その職に必要な適格性を欠くと認められるに至つた場合においては、この限りでない。

(管理者と地方公共団体の関係)

第十三條 地方公共団体の長が管理者に対して行う指揮監督は、左の各号に掲げる事項について行うのを例とする。

一 地方公営企業の経営の基本計画に関する事。

二 地方公営企業の業務の執行に関する事項のうち、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響があると認められるものに関する調整に関する事。

いりのを制定することができる。

(就職及び在職の禁止)

第十一條 左の各号の一に該当する者は、管理者であることができない。

一 当該地方公営企業の業務に關し、当該地方公共団体に対し、物品の売買若しくは工事の請負をする者又は就任の日前一年以内において、これらの行為をしたことのある者

二 当該地方公営企業の業務に關し、当該地方公共団体に対し、物品の売買若しくは工事の請負をする者が当該物品の売買若しくは工事の請負に関して組織する団体の役員(名称のいかんにかかわらず、役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)又は就任の日前一年以内において、これらの者であつたもの

三 前項の職員は、管理者が指揮監督する。

四 前項の職員は、管理者的に属する事務の執行を補助するもの

五 管理者が任免する者は、管理者の権限に属する事務の執行を補助する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主たる職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならぬ。

六 管理者が任免する者は、管理者の権限に属する事務の執行を補助する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主たる職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならぬ。

七 管理者が任免する者は、管理者の権限に属する事務の執行を補助する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主たる職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならぬ。

八 管理者が任免する者は、管理者の権限に属する事務の執行を補助する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主たる職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならぬ。

職員がその職務を行ふ。

2 管理者は、その権限に属する事務の一部を第十五條の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。

(事務処理のための組織)

第十四條 地方公営企業を經營する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、條例で必要な組織を設ける。

(補助職員)

第十五條 地方自治法第百七十二條第一項の職員で管理者の権限に属する事務の執行を補助するものは、管理者が任免する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならぬ。

二 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

三 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

四 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

五 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

六 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

七 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

八 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

九 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

十 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

十一 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

十二 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

十三 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

十四 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

十五 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

十六 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

十七 前項の職員は、管理者の指揮監督する。

### 第三章 財務

#### (特別会計)

第十七條 地方公営企業の經理は、

第二條第一項に掲げる事業ごとに  
特別会計を設けて行い、その経費  
は、当該事業の經營に伴う収入を  
もつて充てなければならない。但し、  
同條同項に掲げる事業を二以上  
經營する地方公共団体において  
は、議会の議決を経て二以上の事  
業を通じて一の特別会計を設ける  
ことができる。

(一般会計又は他の特別会計から  
の繰入金)

#### 第十八條 地方公共団体は、地方公 営企業について災害の復旧その他 特別の事由に因り必要がある場合 においては、予算の定めるところ により、一般会計又は他の特別会 計からの繰入金による収入をもつ て当該企業の経費に充てることが できる。

2 前項の規定による繰入金に相当  
する金額は、翌年度以降において  
予算の定めるところにより、  
当該繰入金を繰り入れた一般会計  
又は他の特別会計に繰りもどさな  
ければならない。但し、一般会計  
又は他の特別会計において支出す  
べきものを当該企業の特別会計に  
おいて支出したことによる繰入金  
その他特別の事由による繰入金に  
ついては、議会の議決を経て、當  
該繰入金を繰り入れた一般会計又  
は他の特別会計に繰りもどさない  
ことができる。

#### (事業年度)

第十九條 地方公営企業の事業年度  
は、地方公共団体の会計年度によ  
る。

#### (計理の方法)

#### 第二十條 地方公営企業において

は、その企業の經營成績を明らか  
にするため、収益及び費用をその  
発生の事実に基いて計理しなけれ  
ばならず、且つ、その企業の財政  
状態を明らかにするため、資産、  
資本及び負債の増減及び異動をそ  
の都度記録し、及び整理しなけれ  
ばならない。

2 前項の資産、資本及び負債につ  
いては、政令で定めるところによ  
り、その内容を明らかにしなけれ  
ばならない。

#### (料金)

第二十一條 地方公共団体は、地方  
公営企業の給付について料金を徵  
収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なもの  
でなければならず、且つ、これを  
決定するに当つては、地方公営企  
業の収支の均衡を保持させるよう  
に適切な考慮が払われなければならない。

#### (企業債)

第二十二條 地方公共団体が、地方  
公営企業の建設、改良等に要する  
資金に充てるため起す地方債(以  
下「企業債」という。)について  
は、行政庁の許可が必要としな  
い。

#### (償還期限を定めない企業債)

第二十三條 地方公共団体は、企業  
債のうち、地方公営企業の建設に  
要する資金に充てるものについて  
は、償還期限を定めないことがで  
きる。この場合においては、當該  
地方公営企業の毎事業年度におけ  
る。

#### (利息をつけることができる。特別 利息をつけることができる。)

#### (予算)

第二十四條 地方公共団体の長は、  
当該地方公営企業の管理者が作成  
した予算の見積に基いて毎事業年  
度地方公営企業の予算を調製し、  
年度開始前に議会の議決を経なけ  
ればならない。

2 業務量の増加に因り地方公営企  
業の業務のため直接必要な経費に  
不足を生じたときは、管理者は、  
当該業務量の増加に因り増加する  
収入に相当する金額を当該企業の  
業務のため直接必要な経費に使用  
することができる。この場合にお  
いては、遅滞なく、管理者は、當  
該地方公共団体の長にその旨を報  
告するものとし、報告を受けた地  
方公共団体の長は、次の會議にお  
いてその旨を議会に報告しなけれ  
ばならない。

2 管理者は、地方公営企業の業務  
に係る現金を政令で定める金融機  
関で当該地方公営企業の長が指定  
したものに預け入れて保管しなけ  
ればならない。但し、管理者は、  
当該地方公共団体の長が定めた額  
を限度として現金を自ら保管する  
ことができる。

#### (企業出納員及び現金取扱員)

第二十五條 地方公共団体の長は、  
地方公営企業の予算を議会に提出  
する場合においては、当該地方公  
営企業の管理者が作成した当該予  
算の実施計画、当該年度の事業計  
画及び資金計画その他の財政計画  
をあわせて提出しなければなら  
ない。

#### (財政計画に関する書類)

第二十六條 地方公共団体の長は、  
企業の建設又は改良に要する経費  
のうち、年度内に支払義務が生じ  
なかつたものがある場合において  
は、管理者は、その額を翌年度に  
繰り越して使用することができ  
(予算の繰越)

第二十七條 予算に定めた地方公営  
企業の建設又は改良に要する経費  
のうち、年度内に支払義務が生じ  
なかつたものがある場合において  
は、管理者は、その額を翌年度に  
繰り越して使用することができ  
(一時借入金)

#### (利息をつけることができる。特別 利息をつけることができる。)

#### (予算の繰越)

第二十九條 管理者は、予算内の支  
出をするため、一時の借入する  
ことができる。

2 前項の規定による借入金は、當  
該事業年度内に償還しなければな  
らない。但し、資金不足のため償  
還することができない場合におい  
ては、償還することができない金  
額を限度として、これを借り換え  
ることができる。

#### (出納及び現金の保管官)

第二十七條 地方公営企業の業務に  
係る出納は、管理者が行う。  
2 管理者は、地方公営企業の業務  
に係る現金を政令で定める金融機  
関で当該地方公営企業の長が指定  
したものに預け入れて保管しなけ  
ればならない。但し、管理者は、  
当該地方公共団体の長が定めた額  
を限度として現金を自ら保管する  
ことができる。

#### (企業出納員及び現金取扱員)

第二十八條 地方公営企業を經營す  
る地方公共団体に、当該地方公営企  
業の業務に係る出納その他の会  
計事務をつかさどらせるため、企  
業出納員及び現金取扱員を置く。

#### (第五十五条の職員のうちから、管理 者があつたとき)

第二十九條 第五十五条の職員のうちから、管理  
者があつたとき、企業出納員及び現金取扱員は、  
第五十五条の職員のうちから、管理  
者があつた。

3 企業出納員は、管理者の命を受  
けて、出納その他の会計事務を掌  
る。

4 現金取扱員は、上司の命を受け  
て、企業管理規程で定めた額を限  
度として当該地方公営企業の業務  
に係る現金の出納に関する事務を  
つかさどる。

5 管理者は、その事務の一部を企  
業出納員に委任することができ  
る。

#### (決算)

#### (決算及び証書類)

第三十條 管理者は、毎事業年度終  
了後二月以内に当該地方公営企業  
の決算を作成し、証書類、当該年  
度の事業報告書及び政令で定める  
その他の書類をあわせて当該地方  
公共団体の長に提出しなければな  
らない。

2 前項の規定による決算及び同項  
の規定によりあわせて提出すべき  
書類の提出を受けたときは、地方  
公共団体の長は、これらを監査委  
員の審査に付し、その意見をつけ  
て、遅くとも当該事業年度終了後  
三月を経過した後において最初に  
招集される議会の認定に付さな  
ければならない。

3 第一項の決算について作成すべ  
き書類は、当該年度の予算の区分  
に従つて作成した決算報告書並び  
に損益計算書、剩余金計算書又は  
欠損金計算書、剩余金処分計算書  
又は欠損金処理計算書及び貸借対  
照表とし、その様式は、總理府令

で定める。

4 地方公営企業について、地方自治法第二百四十四條第二項の規定による議会の指定があつたときは、第二項の規定に基く地方公共団体の長の決算及び第一項の規定によりあわせて提出すべき書類の議会への提出をもつて地方自治法第二百四十四條第二項の規定による普通地方公共団体の長の貸借対照表その他必要な書類の提出とみなす。

(計理状況の報告)

第三十一條 管理者は、毎月末日をもつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月十日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第三十二條 地方公営企業の決算上もつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月十日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

充てる場合を除く外、処分することができない。

5 第二項の資本準備金及び再評価積立金は、政令で定める場合を除く外、処分することができない。

(資産の取得、管理及び処分)

第三十三條 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。但し、条例で定める重要な資産の取得及び処分は、当該地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

(契約)

第三十四條 地方公共団体が地方公営企業の業務に関して売買、貸借、譲渡その他の契約を結ぶ場合においては、公告して一般競争入札の方法に準じて申込をさせ、最低若しくは最高の価額によつて申込をした者又は申込をした者であつて価額その他の條件について公正な協議がととのつた者とこれをしなければならない。但し、法令又は条例で定める場合においては、この限りでない。

(政令への委任)

第三十五條 この章に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に關し必要な事項は、政令で定める。

(企業職員の労働関係の特例)

第三十六條 第十五條の職員のうち、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者以外の者(以下「企業職員」という。)の身分取扱については、この法律に特別の定のあるものを除き、議会は、その他の科目に積み立てなければならぬ。

3 第一項に規定するものの外、利益剰余金は、資本準備金、再評価積立金その他の科目に積み立てなければならぬ。

4 第一項の利益準備金は、企業債の償還その他の條例で定める支出にい。

(職階制)

第三十七條 企業職員については、職階制を実施することができる。

2 管理者は、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、職階制の実施に管理者に技術的助言をすることができる。

(給与)

第三十八條 企業職員の給与は、その職務と責任に応するものでなければならない。

2 企業職員の給与は、生計費並びに國及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他に民情を考慮して定めなければならない。

3 企業職員の給与の種類及び給与額決定の基準は、条例で定める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九條 企業職員については、

地方法規第五條、第八條(第一項第五号及び第八号並びに第三項及び第四項の規定を除く)、第二十三條から第二十六條まで、第二十六條、第三十七條、第四十六條から第五十六條まで及び第五十七條の規定は、適用しない。

(起債の特例)

1 企業債については、第二十二條の規定にかかわらず、當分の間、地方自治法第二百五十條の規定の適用があるものとする。

(資産の再評価)

3 地方法規企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。

(政令への委任)

4 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

5 地方自治法の一部を次のように改正する。

第一項第三項第三号中「電車事業、自動車運送事業」に、「運輸事業」を「運送事業」に改め、同項

地方公共団体の長は、逓減なく、これを公表しなければならない。

(国と地方公営企業を經營する地方公共団体等との関係)

第四十一條 地方法規企業の經營に關し、地方公共団体相互の間で協議がととのわないのであるとときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要なあつ旋若しくは調停をし、又は必要な勧告をすることができる。

(職階制)

第三十七條 企業職員については、職階制を実施することができる。

2 管理者は、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、職階制の実施に管理者に技術的助言をすることができる。

(給与)

第三十八條 企業職員の給与は、その職務と責任に応するものでなければならない。

2 企業職員の給与は、生計費並びに國及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他に民情を考慮して定めなければならない。

3 企業職員の給与の種類及び給与額決定の基準は、条例で定める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九條 企業職員については、

地方法規第五條、第八條(第一項第五号及び第八号並びに第三項及び第四項の規定を除く)、第二十三條から第二十六條まで、第二十六條、第三十七條、第四十六

条から第五十六條まで及び第五十七條の規定は、適用しない。

(起債の特例)

1 この法律の施行にかかる間、地方自治法第二百五十條の規定の適用があるものとする。

(資産の再評価)

3 地方法規企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。

(政令への委任)

4 この法律の施行にかかる間、地方自治法第二百五十條の規定は、適用しない。

(地方自治法の一部改正)

5 地方自治法の一部を次のように改正する。

第一項第三項第三号中「電車事業、自動車運送事業」に、「運輸事業」を「運送事業」に改め、同項

料(普通地方公共団体の經營する企業の徵収する料金を含む。以下同じ。)に改める。

第二百六十三條 普通地方公共団体の經營する企業の組織及びこれに從事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の經營に関する特例は、別に法律でこれを定める。

地方財政法の一部を改正する法律

第三十七條 企業職員については、職階制を実施することができる。

2 管理者は、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、職階制の実施に管理者に技術的助言をすることができる。

(給与)

第三十八條 企業職員の給与は、その職務と責任に応するものでなければならない。

2 企業職員の給与は、生計費並びに國及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他に民情を考慮して定めなければならない。

3 企業職員の給与の種類及び給与額決定の基準は、条例で定める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九條 企業職員については、

地方法規第五條、第八條(第一項第五号及び第八号並びに第三項及び第四項の規定を除く)、第二十三條から第二十六條まで、第二十六條、第三十七條、第四十六

条から第五十六條まで及び第五十七條の規定は、適用しない。

(起債の特例)

1 この法律の施行にかかる間、地方自治法第二百五十條の規定の適用があるものとする。

(資産の再評価)

3 地方法規企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。

(政令への委任)

4 この法律の施行にかかる間、地方自治法第二百五十條の規定は、適用しない。

(地方自治法の一部改正)

5 地方自治法の一部を次のように改正する。

第一項第三項第三号中「電車事業、自動車運送事業」に、「運輸事業」を「運送事業」に改め、同項

料(普通地方公共団体の經營する企業の徵収する料金を含む。以下同じ。)に改める。

第二百六十三條 普通地方公共団体の經營する企業の組織及びこれに從事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の經營に関する特例は、別に法律でこれを定める。

地方財政法の一部を改正する法律

第三十七條 企業職員については、職階制を実施することができる。

2 管理者は、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、職階制の実施に管理者に技術的助言をすることができる。

(給与)

第三十八條 企業職員の給与は、その職務と責任に応するものでなければならない。

2 企業職員の給与は、生計費並びに國及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他に民情を考慮して定めなければならない。

3 企業職員の給与の種類及び給与額決定の基準は、条例で定める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九條 企業職員については、

(地方公共団体がその全額を負担する経費)

第九條 地方公共団体又は地方公共団体の機関の事務(地方自治法第百五十三条第二項の規定により都道府県知事が市町村長に委任した事務及び同條第三項の規定により都道府県知事が市町村の職員をして補助執行させた事務を除く)を行つたために要する経費について、当該地方公共団体が全額これを負担する。但し、次條から第十條の四までに規定する事務を行うために要する経費については、この限りでない。

童一時保健所並びに身体障害児の保護に要する経費

八 職業補導所に要する経費

九 農業協同組合、森林組合及び水産協同組合の指導監督に要する経費

十 主要農作物の優良な種子の増産に要する経費

十一 農業委員会に要する経費

十二 植物防疫に要する経費

十三 農業共済団体の指導監督に要する経費

十四 協同農業者及事業に要する経費

十五 家畜保健衛生所に要する経費

十六 家畜伝染病予防に要する経費

十七 農業改良普及事業に要する絏費

十八 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保護培養に要する経費

十九 林業改良普及事業に要する絏費

二十 森林病害虫等の防除に要する絏費

二十一 特定地域総合開発計画に要する絏費

二十二 未引揚邦人の調査に要する絏費

二十三 農業教育の振興に要する絏費

(国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する絏費)

二十四 地方公共団体又は地方公共団体の機関が國民經濟に適合するよう総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない土木その他の建設事業に要する

五 精神衛生に要する絏費

六 身体障害者の更生援助に要する絏費

七 妊産婦及び乳幼児の保健指

導、母子手帳、児童相談所、児

左の各号の一に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一 道路、河川、砂防、海岸、港

港等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する絏費

二 林地、林道、漁港等に係る重

要な農林水産業施設の新設及び

改良に要する絏費

三 重要な都市計画事業に要する

経費

四 公営住宅の建設に要する絏費

五 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する絏費

六 下水道の布設に要する絏費

七 土地改良及び開拓による施設

八 下水道の災害復旧に要する絏費

九 土地改良及び開拓による施設

又は耕地の災害復旧に要する絏費

十 学校の災害復旧に要する絏費

十一 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する絏費

十二 下水道の災害復旧に要する絏費

十三 公営住宅の建設に要する絏費

十四 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する絏費

十五 家畜保健衛生所に要する絏費

十六 家畜伝染病予防に要する絏費

十七 農業改良普及事業に要する絏費

十八 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保護培養に要する絏費

十九 林業改良普及事業に要する絏費

二十 森林病害虫等の防除に要する絏費

二十一 特定地域総合開発計画に要する絏費

二十二 未引揚邦人の調査に要する絏費

二十三 農業教育の振興に要する絏費

(国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する絏費)

二十四 地方公共団体又は地方公共団体の機関が國民經濟に適合

するよう総合的に樹立された計

画に従つて実施しなければなら

い土木その他の建設事業に要する

五 精神衛生に要する絏費

六 身体障害者の更生援助に要する絏費

七 妊産婦及び乳幼児の保健指

導、母子手帳、児童相談所、児

童等に係る農林水産業施設の災

害復旧事業に要する絏費

八 農業関係の調整に要する絏費

(国と地方公共団体とが絏費を負担すべき割合等の規定)

第十一條 第十條から第十條の三ま

し、同條に第一項として次の二項を

第一項の規定により國が負担す

る金額を「第十條から第十條の四

までの規定により國が負担する金額」に改め、同條第二項を削る。

第十七條の二第一項を同條第二項

とし、同條第二項を同條第三項と

し、同條に第一項として次の二項を

第一項の規定により國が負担す

る金額を「第十條から第十條の四

までの規定により國が負担する金額」に改め、同條第二項を削る。

第十一條 第十條から第十條の三ま

し、同條に第一項として次の二項を



道

府

三

一 警察消防費	人口	一につき	二四二六八
1 警察費			一三五四三
2 消防費			
二 土木費	道路面積	一平方メートルにつき	四五五
1 道路費	橋りょう費	一平方メートルにつき	六九六〇
2 橋りょう費	港湾費	一平方メートルにつき	六二〇
3 港湾費	都市計画費	一平方メートルにつき	一六一四
4 都市計画費	その他の土木費	一平方メートルにつき	五七三
5 その他の土木費		一人につき	一六一四
三 教育費	人口	一人につき	一六一四
1 小学校費	面積	一人につき	五七三
2 中学校費	児童数	一人につき	一六一四
3 高等学校費	学級数	一人につき	一六一四
4 その他の教育費	学校数	一人につき	一六一四
四 厚生労働費	生徒数	一人につき	一六一四
1 社会福祉費	学級數	一人につき	一六一四
2 衛生費	学校数	一人につき	一六一四
3 勞働費	生徒数	一人につき	一六一四
五 産業経済費	人口	一人につき	一六一四
1 徵税費	失業者数	一人につき	一六一四
2 戸籍事務費		一人につき	一六一四
六 戰災復興費	戦争に因る被災地の面積		
七 その他の行政費			
1 戸籍事務費			
2 戰災復興費			
3 その他の行政費			
本籍人口			
市町村税の税額			
千円につき			
1 人口			
2 人口			
3 人口			
4 人口			
5 人口			
6 人口			
7 人口			
8 人口			
9 人口			
10 人口			
11 人口			
12 人口			
13 人口			
14 人口			
15 人口			
16 人口			
17 人口			
18 人口			
19 人口			
20 人口			
21 人口			
22 人口			
23 人口			
24 人口			
25 人口			
26 人口			
27 人口			
28 人口			
29 人口			
30 人口			
31 人口			
32 人口			
33 人口			
34 人口			
35 人口			
36 人口			
37 人口			
38 人口			
39 人口			
40 人口			
41 人口			
42 人口			
43 人口			
44 人口			
45 人口			
46 人口			
47 人口			
48 人口			
49 人口			
50 人口			
51 人口			
52 人口			
53 人口			
54 人口			
55 人口			
56 人口			
57 人口			
58 人口			
59 人口			
60 人口			
61 人口			
62 人口			
63 人口			
64 人口			
65 人口			
66 人口			
67 人口			
68 人口			
69 人口			
70 人口			
71 人口			
72 人口			
73 人口			
74 人口			
75 人口			
76 人口			
77 人口			
78 人口			
79 人口			
80 人口			
81 人口			
82 人口			
83 人口			
84 人口			
85 人口			
86 人口			
87 人口			
88 人口			
89 人口			
90 人口			
91 人口			
92 人口			
93 人口			
94 人口			
95 人口			
96 人口			
97 人口			
98 人口			
99 人口			
100 人口			
101 人口			
102 人口			
103 人口			
104 人口			
105 人口			
106 人口			
107 人口			
108 人口			
109 人口			
110 人口			
111 人口			
112 人口			
113 人口			
114 人口			
115 人口			
116 人口			
117 人口			
118 人口			
119 人口			
120 人口			
121 人口			
122 人口			
123 人口			
124 人口			
125 人口			
126 人口			
127 人口			
128 人口			
129 人口			
130 人口			
131 人口			
132 人口			
133 人口			
134 人口			
135 人口			
136 人口			
137 人口			
138 人口			
139 人口			
140 人口			
141 人口			
142 人口			
143 人口			
144 人口			
145 人口			
146 人口			
147 人口			
148 人口			
149 人口			
150 人口			
151 人口			
152 人口			
153 人口			
154 人口			
155 人口			
156 人口			
157 人口			
158 人口			
159 人口			
160 人口			
161 人口			
162 人口			
163 人口			
164 人口			
165 人口			
166 人口			
167 人口			
168 人口			
169 人口			
170 人口			
171 人口			
172 人口			
173 人口			
174 人口			
175 人口			
176 人口			
177 人口			
178 人口			
179 人口			
180 人口			
181 人口			
182 人口			
183 人口			
184 人口			
185 人口			
186 人口			
187 人口			
188 人口			
189 人口			
190 人口			
191 人口			
192 人口			
193 人口			
194 人口			
195 人口			
196 人口			
197 人口			
198 人口			
199 人口			
200 人口			
201 人口			
202 人口			
203 人口			
204 人口			
205 人口			
206 人口			
207 人口			
208 人口			
209 人口			
210 人口			
211 人口			
212 人口			
213 人口			
214 人口			
215 人口			
216 人口			
217 人口			
218 人口			
219 人口			
220 人口			
221 人口			
222 人口			
223 人口			
224 人口			
225 人口			
226 人口			
227 人口			
228 人口			
229 人口			
230 人口			
231 人口			
232 人口			
233 人口			
234 人口			
235 人口			
236 人口			
237 人口			
238 人口			
239 人口			
240 人口			
241 人口			
242 人口			
243 人口			
244 人口			
245 人口			
246 人口			
247 人口			
248 人口			
249 人口			
250 人口			
251 人口			
252 人口			
253 人口			
254 人口			
255 人口			
256 人口			
257 人口			
258 人口			
259 人口			
260 人口			
261 人口			
262 人口			
263 人口			
264 人口			
265 人口			
266 人口			
267 人口			
268 人口			
269 人口			
270 人口			
271 人口			
272 人口			
273 人口			
274 人口			
275 人口			
276 人口			
277 人口			
278 人口			
279 人口			
280 人口			
281 人口			
282 人口			
283 人口			
284 人口			
285 人口			
286 人口			
287 人口			
288 人口			
289 人口			
290 人口			
291 人口			
292 人口			
293 人口			
294 人口			
295 人口			
296 人口			
297 人口			
298 人口			
299 人口			
300 人口			
301 人口			
302 人口			
303 人口			
304 人口			
305 人口			
306 人口			
307 人口			
308 人口			
309 人口			
310 人口			
311 人口			
312 人口			
313 人口			
314 人口			
315 人口			
316 人口			
317 人口			
318 人口			
319 人口			
320 人口			
321 人口			
322 人口			
323 人口			
324 人口			
325 人口			
326 人口			
327 人口			
328 人口			
329 人口			
330 人口			
331 人口			
332 人口			
333 人口			
334 人口			
335 人口			
336 人口			
337 人口			
338 人口			
339 人口			
340 人口			
341 人口			
342 人口			
343 人口			
344 人口			
345 人口			
346 人口			
347 人口			
348 人口			
349 人口			
350 人口			
351 人口			
352 人口			
353 人口			
354 人口			
355 人口			
356 人口			
357 人口			
358 人口			
359 人口			
360 人口			
361 人口			
362 人口			
363 人口			
364 人口			
365 人口			
366 人口			
367 人口			
368 人口			
369 人口			
370 人口			
371 人口			
372 人口			
373 人口			
374 人口			
375 人口			
376 人口			
377 人口			
378 人口			
379 人口			
380 人口			
381 人口			
382 人口			
383 人口			
384 人口			
385 人口			
386 人口			
387 人口			
388 人口			
389 人口			
390 人口			
391 人口			
392 人口			
393 人口			
394 人口			
395 人口			
396 人口			
397 人口			
398 人口			

八 公債費  
三 その他の諸費

人口

一人につき  
一円につき

一一一九〇  
九五

第十二條第二項中「規則」を「この法律」に改め、同様に次の二項を加える。

3 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由に因つて第一項の単位費用を変更する必要が生じた場合においては、国会の閉会中であるとき限り、規則で同項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならぬ。

第十三條(測定単位の数値の補正)  
第十三條を次のように改める。

(測定単位の数値の補正)

第十三條 面積、高等学校の生徒数、道府県税又は市町村税の税額その他の測定単位で、そのうちに種別があり、且つ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、この法律で定める方法により、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前條第二項及び前項の規定によつて算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位としてこの法律で定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。  
一 人口、小学校の児童数その他測定単位の数値の多少による段階

道路の延長、工場事業場一所当たりの工場事業場労働者、納稅義務者又は特別徴収義務者一人当たりの税額その他これらに類するもの  
三 測定単位の数値の帰属する市町村の態容  
四 寒冷度及び積雪度

第十四條を削り、第十五條第一項中「規則」を「この法律」に改め、同條を第十四條とし、同條の次に次の一條を加える。  
(特別交付金の額の算定)

第十五條 特別交付金は、第十一條に規定する基準財政需要額の算定方法によつては補そくされなかつた特別の財政需要があること、前條の規定によつて算定された基準財政收入額のうちに著しく過大に算定された財政收入があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く)等のため特別の財政需要があり、又は財政收入の減少があることその他の特別の事情があることに因り、基準財政需要額又は基準財政收入額の算定方法の割合性のため生ずる基準財政需要額の算定期過大又は基準財政收入額の算定期過少を考慮して、普通交付金の額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いられる地方団体に対して、規則で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

二 人口密度、自動車一台当たりの

2 委員会は、特別交付金の額を逓減する場合においては、毎年二月末日までに決定しなければならない。但し、交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、二月末日以後において、特別交付金の額を決定し、又は既に決定した特別交付金の額を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により特別交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。  
第十六條第一項中「地方団体の種類ごとに、」を削り、同項中「中欄」を「上欄」に改め、同項の表を次のよう改める。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月及び六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付金の額に当該年度の交付金の総額の前年度の交付金の総額に相当する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月及び十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付金の額から四月及び六月に交付した普通交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額

第十七條の次に次の二條を加え  
(国税に関する書類の閲覧又は記録)

二 月 特別交付金の全額

第十七條の二 都道府県知事が前條第一項の規定により市町村に対し交付すべき交付金の額を算定する場合において、市町村に係る第十條の基準財政收入額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いられる地方団体に対して、規則で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

3 委員会は、前項の請求があつた

1 すべき交付金の額からこれを減額し、又はその減額すべき額が交付すべき交付金の額をこえるときはこれを「」に改める。  
第二十條第一項中「第十條第三項及び第四項」の下に「、第十五條第二項及び第三項」を加え、同條第二項中「第十條第三項」の下に「第十條第二項」を加える。  
第五條の次に次の二條を加える。  
(関係行政機関の勧告等)  
第二十條の二 関係行政機関は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを意つてゐるために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に対し、これを備えるべき旨の勧告をすることができる。  
2 関係行政機関は、前項の勧告をしてよとする場合においては、あらかじめ委員会に通知しなければならない。  
3 地方団体が第一項の勧告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、委員会に対し、当該地方団体に対し交付すべき交付金の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

ときは、当該地方団体の弁明を聞き、当該地方団体に対し交付すべき交付金の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させなければならない。第十九條第四項から第六項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還させる交付金の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

(減額した交付金の額の措置)

第二十條の三 第十九條第三項若しくは前條第四項又は地方財政法第二十六條の規定により、交付すべき交付金の額の全部又は一部を減額した場合には、その減額した額は、当該年度の特別交付金の総額に算入する。

附則第二項から第九項までを削り、附則第十項を附則第二項とし、以下八項ずつ繰り上げる。

2 中  
「1 社会福祉費一人口一人にしつき一二六八七」とあるのは、改正後の地方財政平衡交付金法第十二條第一項の表道府県の項

生活保護者数	人口	社会福祉施設入所者数	人口
五、六八五	一〇二七〇〇〇	一、一〇二七〇〇〇	一、一〇二七〇〇〇
五、六八五	一〇八一〇〇〇	一、一〇八一〇〇〇	一、一〇八一〇〇〇
五、六八五	一〇八一〇〇〇	一、一〇八一〇〇〇	一、一〇八一〇〇〇
五、六八五	一〇八一〇〇〇	一、一〇八一〇〇〇	一、一〇八一〇〇〇

道路交通取締法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第五項を次のように改めることとする。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌條又は架線によらないで運転する諸車であつて、原動機付自転車以外のものをいう。

第二條第五項の次に次の二項を加える。

原動機付自転車とは、道路において、命令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、軌條又は架線によらないで運転する諸車をいう。

第二條第六項を次のように改めることとする。

軌道車とは、道路上において、軌條又は架線により運転する車をいい、無軌條電車とは、架線のみにより運動する軌道車をいう。

第五條第一項中「当該警察官若しくは警察販賣の」の下に「手信号手」を加える。

第九條の次に次の二條を加える。

第九條の二 原動機付自転車は、公安委員会の運転許可を受けた者でなければ、これを運転してはならない。但し、前條第一項の規定による運転免許を受けた者は、この限りでない。

前項の規定による運転許可は、公安委員会に運転許可を申請しなければ、これを運転してはならない。但し、前條第一項の規定による運転免許を受けた者は、この限りでない。

原動機付自転車の運転者は、運転中、運転許可証又は運転免許証を携帯していなければならない。前條第四項乃至第八項の規定は、原動機付自転車の運転許可に関するものを準用する。この場合において、同條第四項中「運転免許証」とあるのは、「運転許可証」と、同條第五項乃至第八項中「運転免許」とあるのは、「運転許可と読み替えるものとする。

第十條第一項中「自動車」を「該車」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第十條の二 公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のため必要があるときは、道路、区域又は時間を取り、法令に定められた軌道車の最高速度の範囲内で、最高速度の制限を定めることができること。

第十一條中「道路を通行する車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第十三條中「道路における車馬」の下に「又は軌道車」を加え、「追従又は超越」を「追従若しくは超越」に改める。

第十四條第一項中「車馬」の下に「又は無軌條電車」を加え、同條第二項中「自動車」の下に「又は無軌條電車」を加え、同項の次に次の二項を加える。

自動車又は無軌條電車は、公安委員会が交差点の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、前項の規定にかららず、常に交差点の中心の直近

内側を後方に見て回るかそればかり  
ない。

第十五條中「車馬」の下に「又は  
軌道車」を加える。

第十六條第一項第四号中「自動車  
以外の車馬」を「原動機付自転車」  
に改め、同号の次に次の一号を加え  
る。

五 自動車及び原動機付自転車  
以外の車馬

第十六條第三項中「先順位の自動  
車」を「先順位の車馬」に改める。

第十七條第二項中「車馬」の下に  
「又は軌道車」を加える。

第十八條第二項を次のよう改め  
る。

車馬又は軌道車は、公安委員会  
が交差点の状況により特に必要が  
あると認めて指定した場所におい  
ては、前項の規定にかかわらず、  
常に一時停車しなければならな  
い。

第十九條第三項中「第十四條第一  
項及び第二項」を「第十四條第一項  
乃至第三項」に改める。

第二十一條第一項を次のように改  
める。

停車若しくは駐車の意義若しく  
は方法又は停車若しくは駐車を禁  
止する場所について必要な事項  
は、命令でこれを定める。

第二十一條第二項中「駐車の時間」  
の下に「方法」を加える。

第二十二條第一項中「車馬の操縦  
者は、」を「車馬又は無軌條電車の  
操縦者は、」に改め、「又は後方の車  
馬」の下に「若しくは無軌條電車」  
を加える。

第二十三條第二項中「諸車」の下

に「又は軌道車」を加える。

第二十四条第二項中「当該車両」の下に「又は軌道車」を加える。

第二十六条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

第二十六条の二第一項中「第九條」の下に「又は第九條の二」を加え、「都道府県公安委員会から運転免許証」の下に「若しくは運転免許証」を加え、「運転免許証交付手数料」又は「運転免許証交付手数料、」に改め、「運転免許証再交付手数料」の下に「、運転許可証交付手数料又は運転許可証再交付手数料」を加え、「國庫」を「当該都道府県」に改める。

第二十六条の三中「第九條」の下に「又は第九條の二」を加え、「特別区公安委員会から運転免許証」の下に「若しくは運転免許証」を加え、「運転免許証交付手数料若しくは」を「運転免許証交付手数料、」に改め、「運転免許証再交付手数料」の下に「、運転許可証交付手数料若しくは運転許可証再交付手数料」を加える。

第二十六条の三の次に次の一條を加える。

第二十六条の四 第九條及び第九條の二の規定により、都道府県公安委員会の行う運転免許及び運転許可に関する事務に要する経費は、当該都道府県の負担とする。

第二十九條第一号中「第九條第三項若しくは第七項」の下に「(第九條の二第四項において準用する場合を含む)、第九條の二第三項」を加え、「同條第二号中「第十四條第一項乃至第三項」を「第十四條第一項乃

至第四項に改める。

第三十條中「第九條第八項」の下に「(第九條の二第四項において準用する場合を含む)」を加える。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない期間内において、政令で定める日から施行する。

2 この法律施行の際もつばら道路交通取締法第九條の規定に基く都道府県公安委員会の運転免許に関する必要な事務の用に供せられたいた国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條第一項各号に掲げる財産をいう。）及び物品で、当該都道府県公安委員会が道路交通取締法第九條に規定する運転免許又は改正後の同法第九條の二に規定する運転許可に関する事務を行るために必要なものは、国が無償で当該都道府県に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、当該都道府県は、無償でこれを使用することができるものとする。この場合において、都道府県が取得する財産に伴う負債があるときは、その処分については、相互の協議により、これを定めるものとし、本項の規定の適用について争があるとときは、國家地方警察本部長官又は都道府県知事が申立てに基き、内閣総理大臣がこれを決定する。

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 庁